



2025 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 平 和 不 動 産 株 式 会 社
代 表 者 代 表 執 行 役 社 長 土 本 清 幸
(コード 8803 東証プライム・名証プレミア・福岡・札幌)
問 合 せ 先 執 行 役 常 務 経 営 企 画 部 長 青 山 誉 久
(TEL 03-3666-0182)

株式報酬制度の一部改定および追加株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 27 日開催の報酬委員会の決議に基づき、当社が 2019 年度より導入しております当社の執行役（国内非居住者を除きます。）および執行役員（監査委員会の事務局を管掌する特任執行役員および国内非居住者を除きます。）ならびに主要子会社の取締役（非常勤取締役、当社からの出向者および国内非居住者を除きます。）および執行役員（当社からの出向者および国内非居住者を除きます。以下、総称して「当社等の業務執行役員」といいます。）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を一部改定のうえ継続いたします。また、本日開催の取締役会にて、本信託の受託者が行う当社株式の追加取得に関する事項を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の一部改定について

（1）本制度の対象者

現在の当社等の業務執行役員に加えて、非業務執行役員である社外取締役および常勤監査委員（国内非居住者を除きます。以下、「非業務執行役員」といい、当社等の業務執行役員と総称して「対象役員」といいます。）も対象といたします。

業務執行役員に対する株式報酬は、役位等に応じて給付する固定部分と、業績達成度等に応じて給付する業績連動部分で構成するのに対し、非業務執行役員に対する株式報酬は固定部分のみで構成し、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるとともに、対象者が株価の上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクについても株主との価値共有を図ることを目的としております。

（2）更新後の対象期間

2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの 3 事業年度といたします。

（3）当社が拠出する信託金の上限

更新後の対象期間に対応する本制度に基づく対象者への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、8 億 7,200 万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

（4）信託による当社株式の取得方法および取得株数の上限

信託による当社株式の取得は、当社からの株式の新規発行または自己株式の処分によることなく、上記（3）の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で株式市場を通じて行う予定です。なお、対象期間については、本制度の更新後遅滞なく、363,000 株を上限として取得するものとなります。

2. 本信託の概要

(1) 名称	役員向け株式給付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	株式会社りそな銀行（再信託受託者株式会社：日本カストディ銀行）
(4) 受益者	対象役員のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社および当社子会社と利害関係を有しない第三者
(6) 本信託契約の締結日	2019年8月1日（2025年11月に変更契約を締結予定）
(7) 金銭を追加拠出する日	2025年11月4日（予定）
(8) 信託の期間	2019年8月1日から本信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとする。）

3. 本信託における当社株式の追加取得内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 株式の取得資金として信託する金額の上限	8億7,200万円
(3) 取得する株式数の上限	363,000株
(4) 追加拠出額	7億3,100万円（予定）
(5) 追加取得する株式数	325,000株（予定）
(6) 株式の追加取得方法	当社からの株式の新規発行または自己株式の処分によることなく、株式市場より取得
(7) 株式の追加取得日	2025年11月4日（予定）から2026年1月30日（予定）まで

（注）本信託は、今回の追加拠出に係る金銭7億3,100万円および信託財産に属する金銭5,000万円の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

以 上